

第九管区海上保安本部 任期付職員(海上保安官)採用試験募集案内 (職員の育児休業に伴う任期付職員募集)

採用を希望される方は、下記事項を確認のうえ必要な手続きをお取りください。

1. 職務内容

第九管区海上保安本部七尾海上保安部所属の巡視艇に機関長として乗り組み、海上保安官としての業務に従事するほか、船舶の運航、機関の整備、海上における犯罪の予防及び捜査、海難救助、船舶交通の安全確保などの現場第一線の業務に従事します。

2. 求める人材

- ・公務に対する強い関心と、国民全体の奉仕者として働く熱意を有する方。
- ・後進指導に熱意を持ち、知識・経験を次世代に伝える意欲を有する方。

3. 応募資格

- (1)かつて海上保安官であった者
- (2)海上保安庁在籍時に巡視艇機関長としての勤務経験を通算1年以上有する者
- (3)採用時において有効な4級海技士(機関(履歴限定なし))以上の資格を有する者

※ 次のいずれかに該当する者は応募できません。

- ・日本の国籍を有しない者
- ・国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

4. 採用予定人数

1名

5. 採用期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日

(採用予定者の事情に配慮しますので、ご相談ください)

6. 勤務予定地

七尾海上保安部

石川県七尾市矢田新町二部 173 番地

7. 給与

国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)に基づき、国家公務員として採用されます。

俸給は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)が適用され、初任給は学歴、勤務経験等を考慮して決定します。その他、支給要件を満たした場合は、諸手当(扶養手当、住居手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当(いわゆるボーナス)等)が支給されます。

- ・基本給(月額円 344,100～432,700 円)

一般職の職員の給与等に関する法律等に基づき、公安職俸給表(二)が適用され、採用前の経験等を考慮して決定されます。ほか、俸給の調整額が支給されます。

- ・扶養手当(子月額 11,500 円等)

- ・住居手当(月額最高 28,000 円)

- ・超過勤務手当(正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給)

- ・期末・勤勉手当(成績区分が良好(標準)の場合、1 年間に俸給等の約 4.65 月分)

8. 勤務時間・休暇

- ・勤務形態 1週間あたり40時間(52週104休)

- ・休 暇 等 年次休暇(年20日(採用の年は、採用日により日数が異なります。)残日数は 20 日を限度として翌年に繰越し)のほか、病気休暇、特別休暇(夏季・忌引等)及び介護休暇等があります。

9. 選考日程、選考方法及び試験地

(1)受付期間:令和 7 年 11 月 17 日(月)から令和 7 年 12 月 1 日(月)17:00

(2)一次選考

選考方法:経歴評定

応募時に提出いただいた履歴書・職務経歴書により選考します。

作文試験(文章による表現力、課題に対する理解力などの職務遂行に必要な能力を有しているかどうかを判断する試験)

合否通知日:令和 7 年 12 月 8 日(月)までに応募者全員にメールで結果を通知するとともに、合格者に対して二次選考試験日の日程調整等の詳細を個別にお知らせします。

(3)二次選考

選考方法:人物試験(面接試験)

選考日程:令和 7 年 12 月 15 日(月)~12 月 19 日(金)のうち指定する日

試験地:第九管区海上保安本部

〒950-8543

新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1 美咲合同庁舎 2 号館

※遠方の方は最寄りの海上保安部等において二次選考(人物試験)の実施も可能です。(要相談)

(4)最終合格発表

令和 8 年 1 月 23 日(金)までに二次選考受験者全員にメールで通知します。

10. 応募方法

応募者は、受付期間内に以下の書類を電子メールで提出してください。

① 履歴書

※要顔写真(3 か月以内に撮影したもの) データ貼付可

※履歴書の様式は任意となります。

② 職務経歴書

※職名だけでなく、各職名における職務の内容についても記載

※職務経歴書の様式は任意となります。

③ 作文「失敗から学んだこと」

※20字×20字の800字以内とします。

※作文の様式は任意となります。

11. 書類提出先/照会先

住所:新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1 美咲合同庁舎 2 号館

担当:第九管区海上保安本部総務部人事課第一人事係

電話:025-285-0118(内線:2133、2134)

メール:jcg9-jinji-8e2t@ki.mlit.go.jp

※メールの件名は、

「第九管区 任期付職員(海上保安官)巡視艇機関長の募集について」
としてください。

12. その他

- (1) 審査の内容及び審査の結果に関する問い合わせは、一切応じかねますので、ご了承ください。
- (2) 応募の秘密については、厳守します。また、応募書類については、選考目的に限って使用し、選考終了後は、採用者の情報を除き、すべての個人情報をご当方で責任をもって処分します。
- (3) 送付いただいた応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 採用内定者に選考された場合、最終学歴等の卒業(修了)証明書、在籍した企業等発行の在職証明書、日本国籍の有無を確認するための住民票記載事項証明書及び各自で受診した身体検査票等を速やかに御提出していただくことになります。証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている証明書等の提出があった場合には、採用予定を取り消す場合があります。なお、証明書等については、給与額を決定する上でも必要となります。証明書がない期間については、職務経験として通算されませんのでご注意ください。
- (5) 身体検査費用、二次選考のための来庁にかかる交通費等の採用試験受験に必要な費用は全て受験者負担となります。